

障害者手帳をお持ちの方へ

【自動車に関する経費の一部を助成します】

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者および難病疾患などによる手帳を有する方の、就労などの社会参加活動を促進するため、下記に要する経費の一部を助成します。

①自動車運転免許取得に要する経費の助成

②自動車改造に要する経費の助成

※入校や改造をする前に申請をしてください。

【精神障害者福祉手帳もタクシー割引の対象となりました】

大分県タクシー協会のご協力により、精神障害者福祉手帳（写真付き）を所持されている方にもタクシー割引（1割引き）が適用されることとなり、すべての障害者手帳（身体・知的・精神）が割引対象となりました。

これに伴い、タクシー割引のなかった精神障害者福祉手帳保持者のため、市が独自で行っていた「タクシーチケットの助成制度」は3月末で終了となります。

【問合先】福祉課 障がい者支援係 ☎0978-72-5164

3月は自殺対策強化月間です

自殺は、さまざまな「悩み」が原因とされ、悩みは複雑になるとひとりでは解決できなくなります。悩んでいる人に気づいたら、まずは、あなたにできることから始めてみましょう。

気づき：いつもと違う様子はありませんか？

傾聴：そのままの気持ちを受け止めます。

つなぎ：相談窓口につながるよう促します。

見守り：温かく寄り添い焦らず見守ります。

【身近なこころの相談窓口】

福祉課障がい者支援係 ☎0978-72-5164

国東保健センター ☎0978-73-2450

東部保健所国東保健部 ☎0978-72-1127

【問合先】福祉課 ☎0978-72-5164

大分県障がい者スポーツ大会 参加者募集

障がい者スポーツの普及を図り、障がいに対する理解を一層深め、障がい者の社会参加の推進に寄与するために行われる「大分県障がい者スポーツ大会」の参加者を募集しています。

5月16日(日) 水泳（大分市営温水プール）

5月23日(日) 陸上（大分スポーツ公園昭和電工ドーム大分）、フライングディスク（大分スポーツ公園昭和電工グラウンド）

5月29日(土) 卓球（大分県身体障害者福祉センター体育室）

申込期限 3月17日(水)

【問合先】福祉課 ☎0978-72-5164

井戸水や地元水道組合を使用している方へ 世帯人数に変更があれば手続きが必要です

汚水の処理にかかる費用は、下水道に流した水量に応じて、使用者の皆さまに下水道使用料として負担していただいています。

【下水道使用料】

①市の水道水を利用の場合

下水道使用料は、水道使用量により算定します。

②市の水道以外を使用している場合

井戸水や地元水道組合など。

世帯人数により下水道使用料を算定します。

②の場合、世帯人数（実使用人数）に変更があったときは「下水道等使用変更届」の提出が必要です。本庁上下水道課または各総合支所で手続きを行ってください。また、井戸水などの使用を中止した場合も手続きが必要です。

※下水道使用料は、届出の翌月より変更となります。

【問合先】上下水道課 下水道管理係 ☎0978-72-5197

令和3年度 軽自動車税(種別割)「減免」のお知らせ

身体（精神）に障がいがある方が所有する軽自動車の税金は、一定の要件を満たす場合、申請により減免することができます。

※障がい者一人につき1台のみです。

※普通自動車で減免を受けている方は対象外。

令和2年度に減免を受けている場合、令和3年度の申請は「現況届」の提出で申請手続きに変えることができます。対象者には3月末にご案内をお送りします。

減免の判定方法の見直しについて、自動車税および軽自動車税を減免していますが、令和3年3月1日から同一障がい区分（下肢不自由など）、等級で2つの重複する障がいを持つ方の減免の判定方法を見直します。



【申請期間】 4月1日(木)～5月31日(月)

【問合先】税務課 市民税係 ☎0978-72-5156（軽自動車の減免について）
別府県税事務所 ☎0977-67-8211（普通自動車の減免について）